

農業土木工事関係書類作成マニュアル の一部改正について

新旧対照表

新 旧 対 照 表

改正後	改正前	備 考
農業土木工事関係書類作成マニュアル まえがき 【現行どおり】 目 次 【現行どおり】 1 【現行どおり】 2 工事着工時に作成する工事関係書類 2－1 契約関係図書類（工事着工時） 2－1－1 【現行どおり】 2－1－2 現場代理人等指定通知書作成にあたっての留意事項 【技術者の適正な配置について】 受注した建設工事を施工する場合、工程管理・品質管理・安全管理がスムーズに行われるよう必要な資格や技術のある主任技術者または監理技術者を次のとおり適正に配置してください。 1 技術者の配置 （1）建設業者は、許可区分が特定・一般を問わず、また、元請・下請を問わず、さらに請負代金の額に係らず、必ず現場に「主任技術者」を配置しなければなりません。特に、請負代金の額が <u>4,500</u> 万円（建築工事一式は <u>9,000</u> 万円）以上の工事には、建設業法施行令第 27 条により主任技術者を専任で配置しなければなりません。また、発注から直接工事を請負、そのうち <u>5,000</u> 万円（建築工事一式は <u>8,000</u> 万円）以上（下請金額の総額）を下請契約として工事を施工する場合は、専任の監理技術者を配置しなければなりません。 ただし、予定価格が3億円未満（農業土木の場合）等の要件を満たした工事にあつては、専任の監理技術者補佐を配置した場合に、監理技術者は2件の工事を兼務することができます。 監理技術者を配置した場合、主任技術者の配置は必要ありません。なお、北海道の発注工事における監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者については3ヶ月以上の雇用関係にあることとし*1、技術者の配置については各発注機関と連携をとり、インターネットにより技術者の重複配置について確認を行っています。このため監理技術者の資格等、次の事項について確認する場合がありますのでご協力願います。 ア 監理技術者の氏名 イ 監理技術者資格者証の内容（所属会社など） ウ 資格の有無 エ 監理技術者講習の受講について （2） ～ （4） 【現行どおり】 2 北海道発注工事における経常建設共同企業体の技術者配置の取扱い この取扱いは北海道発注工事のうち指名競争入札、随意契約に限るものとし、一般競争入札については、それぞれの入札公告における入札参加者の要件に記載しているとおり技術者を配置してください。 （1）請負代金の額が <u>1億3,500</u> 万円（建築工事一式は <u>2億7,000</u> 万円）以上の工事の場合は構成員のすべてが専任の主任技術者を配置してください。（1億2,000万円未満の工事の場合は、構成員のうち1社が主任技術者を専任で配置していれば、他の構成員は主任技術者を兼任で配置することができます。） （2）下請契約の総額が <u>5,000</u> 万円（建築工事一式は <u>8,000</u> 万円）以上の場合は、構成員のうちの1社は専任の主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置してください。（1億2,000万円未満の工事の場合は、構成員のうち1社が監理技術者を専任で配置していれば、他の構成員は主任技術者を兼任で配置することができます。） （3）この取扱いは特定建設工事共同企業体には適用されませんので注意願います。	農業土木工事関係書類作成マニュアル まえがき 【現行どおり】 目 次 【現行どおり】 1 【現行どおり】 2 工事着工時に作成する工事関係書類 2－1 契約関係図書類（工事着工時） 2－1－1 【現行どおり】 2－1－2 現場代理人等指定通知書作成にあたっての留意事項 【技術者の適正な配置について】 受注した建設工事を施工する場合、工程管理・品質管理・安全管理がスムーズに行われるよう必要な資格や技術のある主任技術者または監理技術者を次のとおり適正に配置してください。 1 技術者の配置 （1）建設業者は、許可区分が特定・一般を問わず、また、元請・下請を問わず、さらに請負代金の額に係らず、必ず現場に「主任技術者」を配置しなければなりません。特に、請負代金の額が <u>4,000</u> 万円（建築工事一式は <u>8,000</u> 万円）以上の工事には、建設業法施行令第 27 条により主任技術者を専任で配置しなければなりません。また、発注から直接工事を請負、そのうち <u>4,500</u> 万円（建築工事一式は <u>7,000</u> 万円）以上（下請金額の総額）を下請契約として工事を施工する場合は、専任の監理技術者を配置しなければなりません。 ただし、予定価格が3億円未満（農業土木の場合）等の要件を満たした工事にあつては、専任の監理技術者補佐を配置した場合に、監理技術者は2件の工事を兼務することができます。 監理技術者を配置した場合、主任技術者の配置は必要ありません。なお、北海道の発注工事における監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者については3ヶ月以上の雇用関係にあることとし*1、技術者の配置については各発注機関と連携をとり、インターネットにより技術者の重複配置について確認を行っています。このため監理技術者の資格等、次の事項について確認する場合がありますのでご協力願います。 ア 監理技術者の氏名 イ 監理技術者資格者証の内容（所属会社など） ウ 資格の有無 エ 監理技術者講習の受講について （2） ～ （4） 【現行どおり】 2 北海道発注工事における経常建設共同企業体の技術者配置の取扱い この取扱いは北海道発注工事のうち指名競争入札、随意契約に限るものとし、一般競争入札については、それぞれの入札公告における入札参加者の要件に記載しているとおり技術者を配置してください。 （1）請負代金の額が <u>1億2,000</u> 万円（建築工事一式は <u>2億4,000</u> 万円）以上の工事の場合は構成員のすべてが専任の主任技術者を配置してください。（1億2,000万円未満の工事の場合は、構成員のうち1社が主任技術者を専任で配置していれば、他の構成員は主任技術者を兼任で配置することができます。） （2）下請契約の総額が <u>4,500</u> 万円（建築工事一式は <u>7,000</u> 万円）以上の場合は、構成員のうちの1社は専任の主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置してください。（1億2,000万円未満の工事の場合は、構成員のうち1社が監理技術者を専任で配置していれば、他の構成員は主任技術者を兼任で配置することができます。） （3）この取扱いは特定建設工事共同企業体には適用されませんので注意願います。	金額の改正

